

令和6年度
学校いじめ防止基本方針
(令和6年4月)

富山市立東部中学校

1 東部中学校いじめ防止基本方針について

○基本方針

学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「いじめ防止基本計画」を策定した。

○いじめの定義 <いじめ防止対策推進法第2条1項>

「いじめ」とは、『児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が苦痛を感じているもの。』

○基本理念

- ・生徒が安心して学習や活動に取り組むことができるよう学校全体で防止対策に努める。
- ・いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて、生徒が十分に理解できるように指導を行う。
- ・市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめの克服を目指し、連携して取り組む。

2 本校の実態

○トラブルの実際

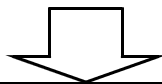
- ・一人に対して、複数が陰で悪口を言う。（SNS上を含む）
- ・何気ない言葉が相手を傷つけたり嫌な思いをさせていることに気付いていない。
- ・うわさや人から聞いたことを鵜呑みにして、SNSに書き込む。
- ・人のものを勝手に使ったり、乱暴に扱ったりする。

対策

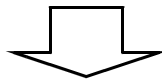
未然防止のため	早期発見のため
<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすい、学び合える授業づくりに努める。 ・S S T※₁、S G E※₂等で人間関係づくりを行い、自他の大切さに気付かせるとともに思いやりの心を育てる。 ・一人一人が活躍できる場を設定する。 ・専門家によるケータイ安全教室や情報モラル中1講座、SNS安全教室を実施し、ネットモラル指導を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・観察や生活ノートによる日常のやりとりを行う。 ・教育相談や個人面談による悩みの聞き取りを行う。 ・「さわやかアンケート」で定期的に調査を実施する。

※1. ソーシャルスキルトレーニング

※2. 構成的エンカウンター



職員全体で情報を共有する

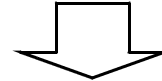


いじめ発生時（いじめではないかと思われる時を含む）
<ul style="list-style-type: none"> ・気にかかる生徒については、速やかに生徒指導主事に連絡する。 ・「いじめ対策委員会」により組織的に対応する。 ・養護教諭やS C※₃、S S W※₄、S S※₅と連携を取る。 ・市教育委員会、関係機関と相談をして対応する。

※3. スクールカウンセラー

※4. スクールソーシャルワーカー

※5. スクールサポーター

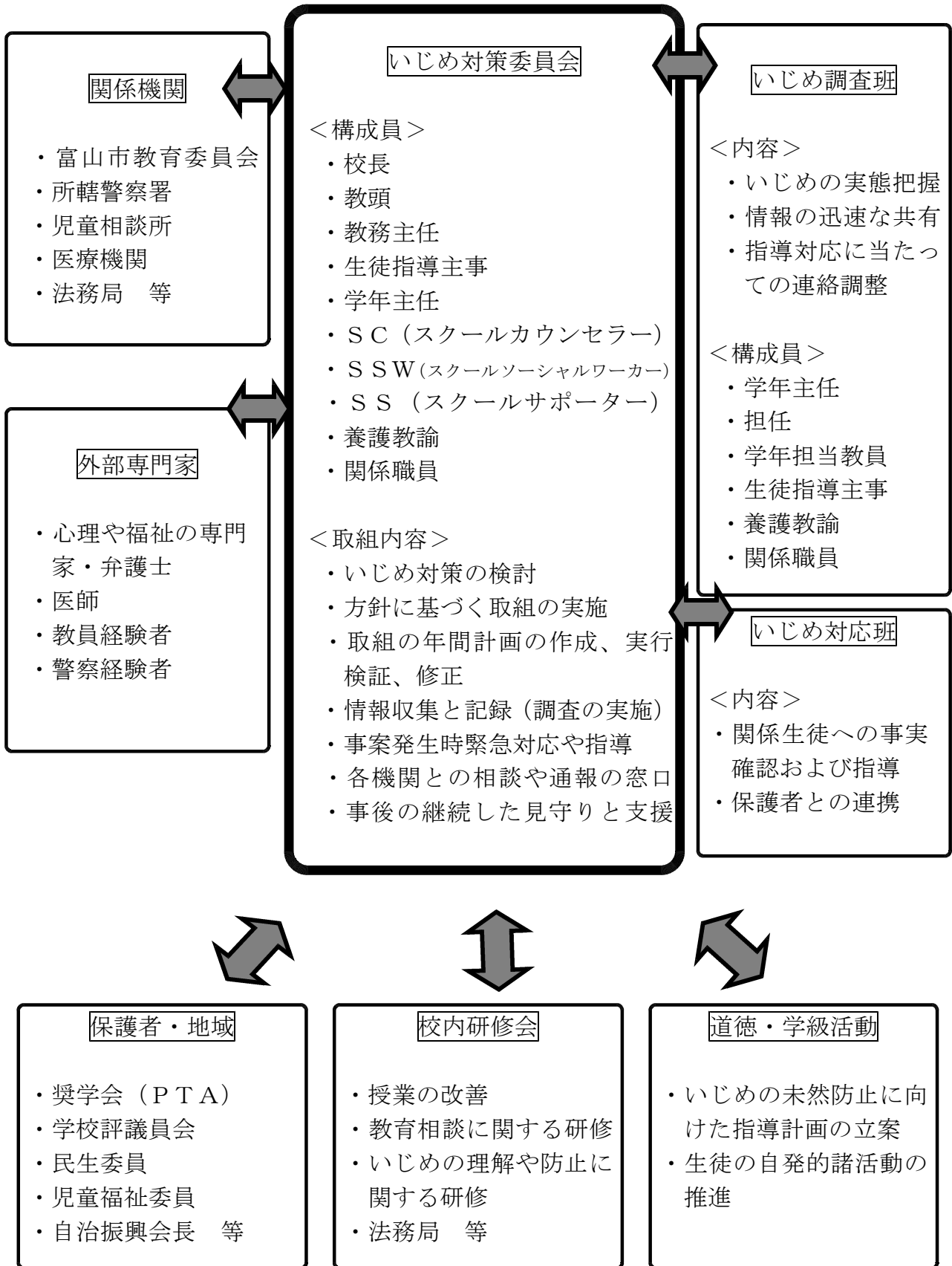


いじめを受けた生徒およびその保護者への対応	いじめた生徒およびその保護者への対応
<ul style="list-style-type: none"> ・秘密を守り、いじめられた生徒の安全を確保する。 ・いじめられた生徒が落ち着いて学習できる環境を作る。 ・学校の対応の方針を丁寧に説明し、理解を求める。 ・心理や福祉等の専門家、関係機関の協力を得て心のケアを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の教員が連携して、いじめ行為をやめさせる。 ・いじめた生徒のプライバシーには十分に配慮する。 ・必要な場合は、警察と連携する。

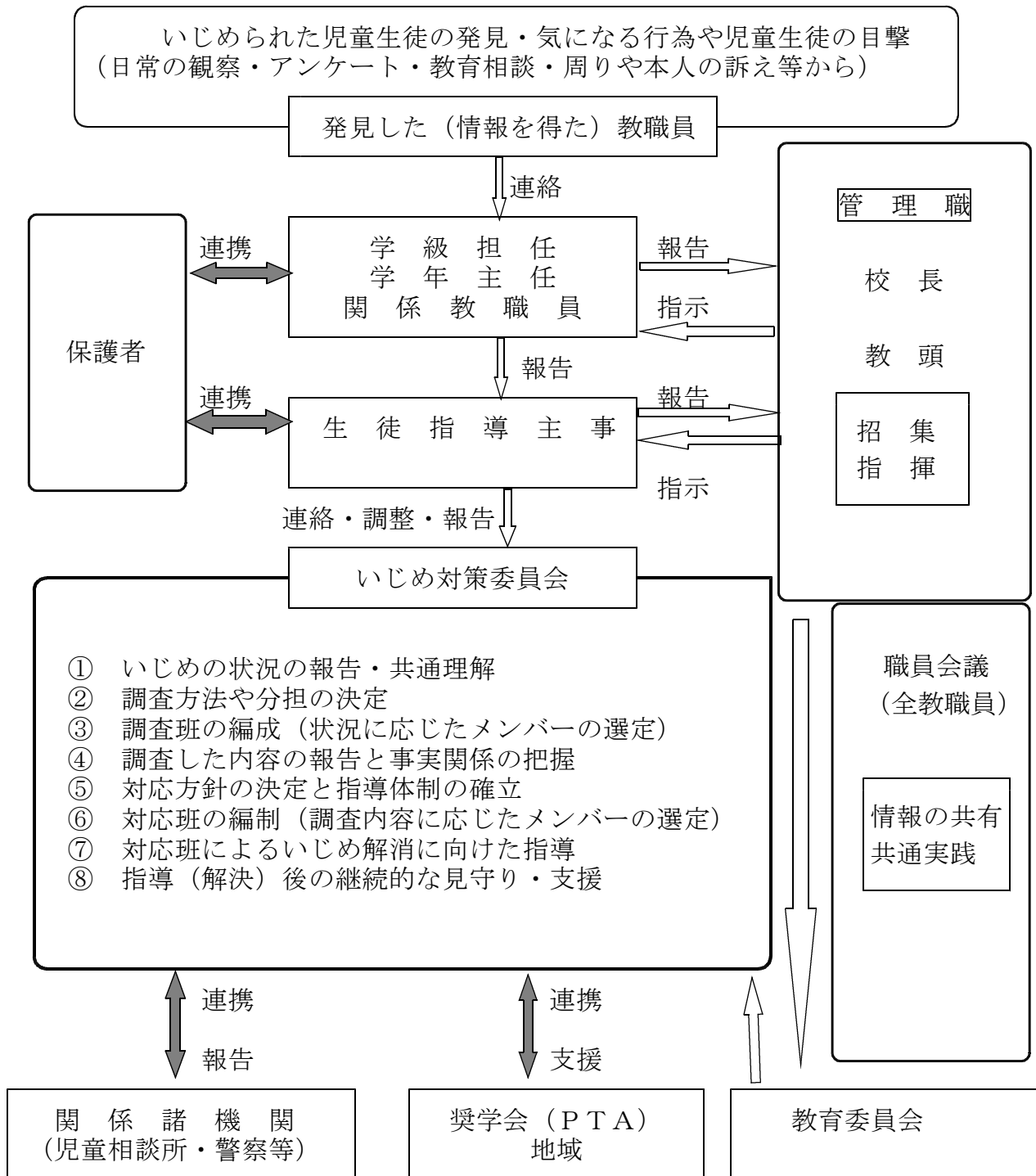
<留意点>

- ・生徒への聞き取りは複数で行い、事実を確実に把握するように努める。
- ・謝罪で解決したものと思わず、継続して見守り支援を続け、学校での様子を保護者にきめ細かく伝える。
- ・ネット上の書き込みについては、直ちに削除させ、確実に削除されたことを確認する。
- ・SNSや携帯電話の使用法について、保護者と十分に相談させる。

3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 (法第22条に基づく組織 <必置>)



4 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



重大事態発生時

- ① 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合）
- ③ 児童生徒は保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき



- ・速やかに富山市教育委員会に報告する。
- ・富山市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応する。
- ・説明文書の配布や緊急保護者会の開催には、当事者の同意を得る。
- ・マスコミ対応の窓口を教頭に一本化する。

※ 参照

「自殺が起こったときの緊急対応の手引き」（平成23年3月文部科学省）

5 いじめ問題への取組 年間指導計画

月	校内の組織等	未然防止への取組	早期発見への取組
4	いじめ対策委員会① ・指導方針 ・指導計画の確認 職員会議	奨学会（PTA）総会および学年懇談会で保護者へ啓発 学級開きの人間関係づくり いじめ防止教室の実施	学校生活アンケート
5			教育相談
6			学校生活アンケート
7	いじめ問題に関する職員研修会		学校評価アンケート
8			
9	いじめ対策委員会② ・1学期の指導状況の情報共有 ・2学期の指導の確認		学校生活アンケート
10			学校生活アンケート
11			教育相談
12			学校評価アンケート
1	いじめ対策委員会③ ・指導計画の見直し		学校生活アンケート
2			教育相談
3			